

利 用 料 金 表 (令和3年4月利用分より改定)

＜介護保険サービス利用料金＞

通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額です。

下記料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

※1ヶ月の介護保険サービス料金の目安（算定報酬 単位円）

（本事業と同一の建物以外に居住の方の場合）

要介護度と サービス料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	34,964	70,661	106,001	155,784	226,618	250,110	275,779
自己負担額（1割負担の方）	3,497	7,067	10,601	15,579	22,662	25,011	27,578

※岡山市（7級地）では、1単位の単価の基本10円に対して10.17円の割増となっています。

（本事業と同一の建物に居住の方の場合）

介護度と サービス料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	31,506	63,664	95,506	140,366	204,172	225,346	248,483
自己負担額（1割負担の方）	3,151	6,367	9,551	14,037	20,418	22,535	24,849

※岡山市（7級地）では、1単位の単価の基本10円に対して10.17円の割増となっています。

（加算）※状況に応じて

	1割負担の方
認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）（月額）※予防を除く	（Ⅰ）814円 （Ⅱ）509円
総合マネジメント体制強化加算	1,017円
初期加算 ※登録した日から起算して30日以内の期間	（1日当たり）31円
「介護職員処遇改善加算Ⅰ」 1月の総単位数に10.2%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額 「介護職員特定処遇改善加算Ⅱ」 1月の総単位数に1.2%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額 「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価」 令和3年4月から令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ致します。	
※1月の総単位数とは上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算の合計	

※ 上表の金額は介護保険適用時の自己負担額1割負担分を示しています。

利用料の額は、各利用者の介護負担割合証に記載されている負担割合に応じた額となります。

※ 岡山市（7級地）では、1単位の単価の基本10円に対して10.17円の割増となっています。

※ 月額報酬の日割り金額は、1月当たりの利用料金を30日で除して計算します。

（月額算定加算については日割算定はありません。）

※ 介護保険適用でも、保険料の滞納等の理由により、事業所に保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金の全額を利用者に負担していただくこととなります。

※ 負担割合が変更になった場合は介護保険負担割合証の提出をお願いします。